

第3章 參 考 資 料

奈良県男女共同参画推進条例

平成13年7月1日公布
奈良県条例第5号

目 次

前 文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第18条）

第3章 奈良県男女共同参画審議会（第19条）

附 則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、奈良県では、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（平成9年3月奈良県条例第24号）を制定するなど、差別のない、人権が尊重される社会を目指してきた。

男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸として、国際的な連帯により積極的に展開されてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっている。

このような状況にかんがみ、奈良県は、性別にかかわりなく、一人一人が人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すものである。

ここに、私たちは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動その他の活動に共にかかわることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにあることから、当該取組を勘案して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の推進に当たっては国、市町村、県民及び事業者と協力して取り組むとともに、男女共同参画を推進するための体制を整備するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害)

第7条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。以下同じ。）並びに配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び配偶者であった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

(市町村長との協力)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、奈良県男女共同参画審議会に意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民の理解を深めるための措置)

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第12条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第13条 県は、学校教育及び社会教育の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(性別による人権侵害の防止に関する取組)

第14条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為の防止に関する取組を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談の処理)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。

(調査研究)

第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(民間の団体の活動に対する情報提供等)

第17条 県は、民間の団体が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進状況の公表)

第18条 知事は、毎年1回、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

第3章 奈良県男女共同参画審議会

第19条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に建議することとさせるため、奈良県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県男女共同参画審議会設置要綱

(規定)

第1 奈良県男女共同参画推進条例第19条第7項の規定に基づき、奈良県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し以下のように定める。

(会長)

第2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を主宰し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ、会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第3 審議会は、会長が招集する。

(意見等の聴取)

第4 会長は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め意見を聞くことができる。

(部会)

第5 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について検討する。

3 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

4 部会は、当該部会のうちから会長が指名する部会長が主宰する。

(その他)

第6 審議会の庶務は、女性支援課において処理する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

奈良県男女共同参画審議会委員

(50音順、敬称略)

【平成25年7月1日現在】

- 朝廣佳子 (株) 読売奈良ライフ代表取締役社長
- 鬼木利恵 男女共同参画県民会議公募委員 (COLOR代表 (キャリアサロン))
- 島本太香子 奈良大学教養部教授 (産婦人科医)
- 下城園代 中小企業診断士
- 竹平均 日本労働組合総連合会奈良県連合会事務局長
- 辻良彰 (社) 奈良経済産業協会専務理事
- 中川幾郎 帝塚山大学法学部教授
- 西村拓生 奈良女子大学文学部教授
- 稗田睦子 NPO法人 メディアネット宇陀副理事長
- 松岡悦子 奈良女子大学生活環境科学系教授
- 的場豊子 奈良県指導農業士会
- 宮坂靖子 奈良大学社会学部教授
- 森田実知夫 NPO法人 ジャパンスピリッツ理事長
- 山崎靖子 弁護士
- 山本忠行 奈良県老人福祉施設協議会 副会長

奈良県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、奈良県男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本方策の樹立に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別記1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会議)

第5条 本部に幹事会議を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は健康福祉部こども・女性局長をもって、副幹事長は健康福祉部次長をもって、幹事は別記2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会議は、本部の所掌事務について本部員を補佐し、次の事務を処理する。
 - (1) 本部に付議する事項に関する企画、調査及び検討
 - (2) 本部から指示された事項の調査及び検討
 - (3) その他本部を補助するために必要な業務
- 4 特定の事項について調査・検討を行う必要がある場合、幹事長は幹事会議に企画推進員会議及びワーキンググループを置くことができる。

(会議)

第6条 本部の会議は本部長が、幹事会議は幹事長が招集する。

- 2 本部長又は幹事長は、必要があると認めたときは、本部又は幹事会議に女性問題について学識経験ある者等の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(本部の事務)

第7条 本部の事務は、健康福祉部こども・女性局女性支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月20日から施行する。

別記1 本部員

危機管理監	総務部長	知事公室長	地域振興部長
南部東部振興監	観光局長	健康福祉部長	こども・女性局長
医療政策部長	くらし創造部長	産業・雇用振興部長	農林部長
県土マネジメント部長	まちづくり推進局長	会計管理者	水道局長
教育長	警察本部長		

別記2 幹事

総務部			
知事公室	広報広聴課長	政策推進課長	防災統括室長
	安全・安心まちづくり推進課長		
総務部	総務課長	行政経営課長	人事課長
地域振興部	企画管理室長	南部東部振興課長	文化振興課長
観光局	教育振興課長		
健康福祉部	国際観光課長		
	企画管理室長	地域福祉課長	障害福祉課長
	健康づくり推進課長		長寿社会課長
こども・女性局	子育て支援課長	こども家庭課長	女性支援課長
医療政策部	企画管理室長	地域医療連携課長	医師・看護師確保対策室長
	医療管理課長	保健予防課長	薬務課長
くらし創造部	企画管理室長	協働推進課長	青少年・生涯学習課長
	人権施策課長		
産業・雇用振興部	企画管理室長	地域産業課長	産業政策課長
農林部	企画管理室長	農業水産振興課長	雇用労政課長
	林業振興課長	農業経済課長	地域農政課長
		奈良の木ブランド課長	
県土マネジメント部	企画管理室長		
まちづくり推進局	住宅課長		
会計局	総務課長		
水道局	総務課長		
教育委員会	企画管理室長	教職員課長	学校教育課長
	保健体育課長	教育研究所長	人権・地域教育課長
警察本部	警務課長		

附 則

平成 8年4月1日一部改正
平成 11年4月1日一部改正
平成 12年4月1日一部改正
平成 13年4月1日一部改正
平成 14年4月1日一部改正
平成 15年4月1日一部改正
平成 16年4月1日一部改正
平成 17年4月1日一部改正
平成 18年4月1日一部改正
平成 19年4月1日一部改正
平成 19年7月3日一部改正
平成 20年4月1日一部改正
平成 21年4月1日一部改正
平成 22年4月1日一部改正
平成 23年4月1日一部改正
平成 23年10月3日一部改正
平成 24年4月1日一部改正
平成 24年7月1日一部改正

附 則

この要綱は、平成 25年4月1日から施行する。

奈良県男女共同参画県民会議設置要綱

(目的)

第1条 地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の浸透を図り、それぞれの主体的な取組と相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、奈良県男女共同参画県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 県民会議は、男女共同参画社会の実現に向けて次の取組を行う。

- (1) 地域、職場、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の形成に向けた自主的な取組に関すること。
- (2) 奈良県男女共同参画推進条例（平成13年7月奈良県条例第5号）の理念を踏まえた「なら男女GENKI プラン」の具体化に向けての取組及び推進に関すること。
- (3) その他、男女共同参画社会づくりのために必要な事業に関すること。

2 県民会議は、前項の取組における推進状況を把握し、管理する。

(構成)

第3条 県民会議は、団体等が推薦する者、一般公募県民及び学識経験を有する者の中から、知事が委嘱した委員で構成する。

- 2 委員の任期は委嘱の日から2年とする。ただし、補欠又は増員の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 県民会議には、会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が選出するものとする。
- 4 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 県民会議の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 団体等からの選出委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(部会)

第6条 県民会議に必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

(庶務)

第7条 県民会議の庶務は、奈良県健康福祉部こども・女性局女性支援課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年5月16日から施行する。
- 2 県民会議の設立当初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
附則 平成20年4月1日から施行する。
附則 平成22年4月1日から施行する。
附則 平成23年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

平成25年度 奈良県男女共同参画県民会議委員名簿

(組織名50音順 敬称略)

No.	委員氏名	ふりがな	組織名
○ 1	香川 明英	かがわ あきひで	NPOなら人権情報センター
○ 2	植村 美代子	うえむら みよこ	ガールズカウト奈良県連盟
○ 3	音田 昌子	おんだ まさこ	くらしと文化研究所
○ 4	奥田 高弘	おくだ たかひろ	公募委員
○ 5	鬼木 利恵	おにき りえ	公募委員
○ 6	北場 好美	きたば よしみ	公募委員
○ 7	寺島 重男	てらしま しげお	公募委員
○ 8	水野 文子	みずの ふみこ	公募委員
○ 9	筒井 ひろ子	つつい ひろこ	国際ソロプロチミスト奈良
○ 10	植村 圭子	うえむら けいこ	国際女性教育振興会奈良県支部
○ 11	久留島 凉子	くるしま りょうこ	大学女性協会奈良支部
○ 12	丹羽 真佐子	にわ まさこ	奈良「いのちの電話」協会
○ 13	黒飛 啓	くろとび ひろし	奈良NPOセンター
○ 14	奥西 正博	おくにし まさひろ	奈良経済産業協会
○ 15	藤岡 庄司	ふじおか しょうじ	奈良県医師会
○ 16	和家佐 日登美	わかさ ひとみ	奈良県看護協会
○ 17	中山 健	なかやま たけし	奈良県銀行協会
○ 18	吉岡 豊	よしおか ゆたか	奈良県建設業協会
○ 19	松中 保	まつなか たもつ	奈良県歯科医師会
○ 20	吉田 誠克	よしだ まさかつ	奈良県市長会
○ 21	塙崎 緑	しおざき みどり	奈良県社会福祉協議会
○ 22	中村 美哉子	なかむら みやこ	奈良県商工会議所連合会
○ 23	古田 ミキ	ふるた みき	奈良県商工会連合会
○ 24	仲浦 美好	なかうら みよし	奈良県食生活改善推進員連絡協議会
○ 25	泉岡 喜美子	いずおか きみこ	奈良県女性経営研究会
○ 26	藤田 勝美	ふじた かつみ	奈良県女性センターホームヘルパー連絡協議会
○ 27	田野瀬 太樹	たのせ たいき	奈良県私立中学高等学校連合会
○ 28	植田 一夫	うえだ かずお	奈良県身体障害者福祉協会連合会
○ 29	西林 康浩	にしばやし やすひろ	奈良県信用金庫協会
○ 30	宮高 達也	みやたか たつや	奈良県生活協同組合連合会
○ 31	喜多 敏子	きた としこ	奈良県退職女教師の会
○ 32	佐野 純子	さの すみこ	奈良県地域づくり団体協議会
○ 33	中島 祐子	なかじま さちこ	奈良県地域婦人団体連絡協議会
○ 34	奥島 祥子	おくしま しょうこ	奈良県中小企業団体中央会
○ 35	小城 利重	こじょう としげ	奈良県町村会
○ 36	岡田 悅代	おかだ えつよ	奈良県農業協同組合
○ 37	竹内 直美	たけうち なおみ	奈良県農村生活研究グループ連絡協議会
○ 38	仲川 昌之	なかがわ まさゆき	奈良県病院協会
○ 39	沼田 弘子	ぬまた ひろこ	奈良県婦人教育推進会
○ 40	戸根 佐知子	とね さちこ	奈良県保育協議会
○ 41	平井 豊子	ひらい とよこ	奈良県母子福祉連合会
○ 42	藤原 将美	ふじわら まさみ	奈良県ボランティア連絡協議会
○ 43	吉村 繁美	よしむら しげみ	奈良県民生児童委員連合会
○ 44	堀川 真	ほりかわ まこと	奈良県4Hクラブ連絡協議会
○ 45	中西 幸有里	なかにし さゆり	奈良県老人福祉施設協議会
○ 46	吉村 和泉	よしむら いずみ	奈良新聞社
○ 47	野久保 克彦	のくぼ かつひこ	奈良地方法務局人権擁護課
○ 48	藤原 雅子	ふじわら まさこ	奈良友の会
○ 49	戸城 杏奈	としろ あんな	奈良弁護士会
○ 50	小田 江理子	おだ えりこ	奈良労働局雇用均等室
○ 51	菱川 節	ひしかわ みさお	21世紀職業財団関西事務所
○ 52	佐藤 之雄	さとう ゆきお	日本ボーイスカウト奈良県連盟
○ 53	椋本 麻友	むくもと まゆ	日本労働組合総連合会奈良県連合会
○ 54	翼 千津子	たつみ ちづこ	部落解放同盟奈良県連合会
○ 55	吉田 浩巳	よしだ ひろみ	大和・まほろばNPOセンター
○ 56	吉田 育弘	よしだ やすひろ	奈良県教育委員会事務局
○ 57	西岡 史恵	にしおか ふみえ	奈良県健康福祉部こども・女性局

(○は新任委員)

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日 法律第78号）

改正 平成11年7月16日 法律第102号
同 11年12月22日 同 第160号

目次

前 文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定期的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることいかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であつてはならない。

- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に對しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日 法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日 法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第2条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

男女共同参画政策のあゆみ

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
1945 (昭20)	・国際連合成立（国連憲章採択）	・衆議院議員選挙法改正（婦人参政権実現）	
1946 (昭21)	・国連に「婦人の地位委員会」発足	・日本国憲法制定	
1948 (昭23)	・「世界人権宣言」採抲 (国連総会)		
1967 (昭42)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採抲（国連総会）	・総理府に「婦人関係の諸問題に関する懇談会」設置	
1972 (昭47)	・1975年を国際婦人年とすることを決定（国連総会）		
1975 (昭50)	・「国際婦人年」 ・「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」を採抲 ・「1976年から10年間を「国連婦人の10年」と決定（国連総会）	・「総理府婦人問題担当室」発足 ・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・「教員等育児休業法（女子教員、看護婦、保母等対象）」公布	
1976 (昭51)	・ILO（国際労働機関）に婦人労働問題担当室を設置	・民法改正（離婚後の氏の選択）	・婦人問題に関する窓口を「県民課とする」
1977 (昭52)		・「国内行動計画」決定 ・国立婦人教育会館開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	・「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置
1978 (昭53)		・「国内行動計画第1回報告書」発表	・「奈良県婦人問題懇談会」設置 ・「婦人問題に関する世論調査」実施
1979 (昭54)	・「女子差別撤廃条約」採抲 ・「国連婦人の10年」エスカッブ 地域政府間準備会議開催 (ニューデリー)		
1980 (昭55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） ・世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式	・「国内行動計画第2回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正（配偶者の法定相続分引上げ）	・婦人の地位と福祉の向上をめざして婦人問題懇談会より「提言」
1981 (昭56)	・「ILO156号条約」採抲 (ILO総会) ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・「婦人相談コーナー」開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」を総理府と共に実施
1982 (昭57)			・「婦人情報コーナー」開設
1983 (昭58)		・「国内行動計画第3回報告書」発表	・「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置
1984 (昭59)	・「国連婦人の10年」エスカッブ 地域政府間準備会議開催（東京）		
1985 (昭60)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採抲	・国籍法改正（国籍の父母両系主義確立） ・「国内行動計画第4回報告書」発表 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭61)		・「男女雇用機会均等法」施行	・「奈良県女性センター」開設 ・「奈良県婦人行動計画」策定
1987 (昭62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」決定	
1990 (平2)	・「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採抲		
1991 (平3)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・中学校で家庭科の男女共修開始	・「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施
1992 (平4)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置	

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
1993 (平 5)	・世界人権会議開催（ウィーン） ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」成立	・「奈良県女性行動計画修正版」作成 ・課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更
1994 (平 6)	・第4回世界女性会議エスカップ 地域政府間準備会議開催 (ジャカルタ) ・「国際人口・開発会議」開催 (カイロ)	・高校で家庭科の男女共修開始 ・総理府に「男女共同参画室」及び 「男女共同参画審議会」「男女共同 参画推進本部」設置	・「男女が共に支える社会づくりのため の県民意識調査」実施
1995 (平 7)	・「女性に対する暴力をなくす決 議」採択（国連人権委） ・第4回世界女性会議開催（北京） ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」成立	・「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・「花ひらく-ならの女性生活史-」発刊
1996 (平 8)		・男女共同参画審議会が総理大臣に 「男女共同参画ビジョン」を答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「奈良県女性の現状(女性白書)」作成
1997 (平 9)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正	・「なら女性プラン21－奈良県女性行 動計画(第二期)－」策定
1998 (平10)		・「男女雇用機会均等法」改正 (母性保護施行) ・「男女共同参画社会基本法」につい ての答申	
1999 (平11)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「労働基準法」施行一部改正施行 ・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・「女性に対する暴力のない社会をめ ざして」答申 ・「男女共同参画社会基本法」施行	
2000 (平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」 開催（ニューヨーク） 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱 領実施のためのさらなる行動とイ ニシアティブに関する文書」採択	・「男女共同参画基本計画策定に当た っての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行	・「男女共同参画についてのアンケー ト」実施
2001 (平13)		・「総理府男女共同参画室」から「内 閣府男女共同参画局」に改組 ・第1回男女共同参画週間 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」公布	・課の名称を「女性政策課」から「男女共 同参画課」に変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」施行 ・「奈良県1日女性模擬議会」開催 ・「データでみるならの男女共同参画」 作成
2002 (平14)		・「育児・介護休業法」一部改正施行 ・各都道府県に配偶者暴力相談支援セ ンター開設 ・「母子・寡婦福祉法」一部改正施行	・「なら男女共同参画プラン21（奈良 県男女共同参画計画（なら女性プラン 21改訂版））」策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置
2003 (平15)		・「女性のチャレンジ支援」提言最終 報告 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行	
2004 (平16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」一部改正 ・「性同一障害者特例法」施行 ・「男女共同参画社会の将来像検討会 報告書」報告	・「女性の就業環境に関する調査」（新 長期ビジョン専門委託調査）実施
2005 (平17)	・第49回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会 合)（ニューヨーク）	・「男女共同参画計画改定に当たって の基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」 策定	
2006 (平18)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「なら男女GENKIプラン（奈良県男 女共同参画計画（第2次））」策定
2007 (平19)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等 に関する法律」改正 ・「子どもと家族を応援する日本」重点 戦略とりまとめ ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライ フ・バランス）憲章」及び「仕事と 生活の調和推進のための行動指針」 策定	

(年)	世 界	日 本	奈 良 県
2008 (平20)		・「女性の参画加速プログラム」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	
2009 (平21)		・「育児・介護休業法」改正	・「女性の就業等意識調査」実施
2010 (平22)	・国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク)	・「男女共同参画計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	
2011 (平23)	・UN Women 正式発足		・課の名称を「くらし創造部男女共同参画課」から「健康福祉部こども・女性局女性支援課」に変更 ・「子育て女性就職相談窓口」を奈良労働会館内に設置
2012 (平24)	第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	
2013 (平25)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行）	

平成25年度 女性支援課事業の概要

NO. 1

事業名	概要	
	趣旨・目的	内容
男女共同参画県民会議事業	地域、職場、学校、家庭その他あらゆる分野において男女共同参画を推進するため設置した県民会議を核に構成団体の主体的な取組と相互連携により、男女共同参画の浸透と定着を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画県民会議 <p>構成 公募県民、民間団体、学識経験者、報道機関、国際機関、市町村代表等 計57名</p> <p>活動 各構成団体等による主体的な取組の推進と相互連携</p> <p>運営 総会 部会</p>
女性に対する暴力防止対策事業	DV、性犯罪、セクハラ等の女性に対する暴力の根絶をめざし、県民への意識啓発や被害者支援に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ○女性に対する暴力防止フォーラム <p>内容 講演会 「家族の絆を考える —DV・子どもへの虐待をとおして—」</p> <p>講師 信田さよ子さん（原宿カウンセリングセンター所長）</p> <p>時期 10月31日(木)13:30～ (女性に対する暴力をなくす運動期間【11月12日～25日】を中心に)</p> <p>場所 奈良県文化会館小ホール</p>
男女共同参画広報啓発事業	男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野にともに参画し、責任を担う「男女共同参画社会」の実現をめざし、男女共同参画に関する広報や意識啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画啓発パンフレットの発行 ○男女共同参画計画進捗状況報告書の作成 ○男女共同参画週間啓発事業 <p>【男女共同参画週間イベント】</p> <p>時期 平成25年7月5日～7月7日</p> <p>場所 県女性センター</p> <p>内容 記念講演、トーク＆ディスカッション、人形劇、紙芝居、パネル展示等</p>
婦人会館運営補助事業	奈良県婦人会館を安全に維持・管理するために要する経費を補助する。	<p>補助対象 (公財)奈良婦人会館が行う奈良県婦人会館の運営事業に要する経費の一部</p>
女性人材情報バンク事業	県審議会等の政策決定・意思決定の場への女性の登用及びあらゆる社会活動への女性の参画を促進するため、女性人材情報を収集し、府内・市町村等に提供する。	<p>登録者数 531人(平成25年3月末現在)</p>
新DV予防啓発事業	若いうちから自ら考えることで、男女間の暴力防止の意識の醸成を図り、意識を高めることにより、男女共同参画の視点を持った人間関係の構築につなげるとともに、女性に対する暴力の根絶に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座事業 <p>対象 県内高等学校生徒(5校)及び中学校保護者(1校)</p>

事業名	概要	
	趣旨・目的	内容
子育て女性就職支援事業	<p>◆子育て女性就職相談窓口運営事業 就職を希望する子育て中の女性に対し、仕事と家庭の両立に対する不安を解消し、就業への意欲を高めていただくため相談窓口を運営する。</p>	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員による就職相談 ・求人情報、子育て関連情報等の提供 ・再就職と両立を支援するための各種セミナーの開催 ・求職者相互の意見交換会の開催 ・出張相談 <p>権原市 毎月第2金曜日 10時-16時 生駒市 每月第3水曜日 9時-12時 天理市 每月第4木曜日 9時-12時</p> <p>場所 奈良労働会館 日時 月～土 9:00～17:00</p>
	<p>◆ママさんジョブクラブ就職支援事業 就職を希望する子育て女性のニーズに応じたセミナー・意見交換会を開催する。</p>	<p>○子育て女性のための短期集中ミニ就職講座</p> <p>内容 応募書類の書き方やビジネスマナーについての講義、面接準備、キャリアカウンセリング等</p> <p>時期 平成25年9月27日、10月2日、8日、17日 場所 エルトピア奈良</p> <p>○女性のための就職準備講座</p> <p>内容 「仕事」と「お金」に関する基礎知識、就職活動についての講義、意見交換会等。</p> <p>時期 平成25年10月11日、18日、25日 場所 かしはらナビプラザ</p>
	<p>◆女性の能力活用事業 語学力を活かして就職や起業をめざす女性を支援するためセミナーを開催し、就労に必要な知識や能力を高めるとともに、ネットワークづくりの機会を提供する。</p>	<p>○女性のための語学力活用セミナー</p> <p>内容 語学力を活かした就労に向けたブランディング、語学レベルチェック、翻訳・通訳者などとの意見交換会等。</p> <p>時期 平成25年10月19日、11月2日 場所 県女性センター</p>
キャリアアップセミナー事業	女性職員のキャリアアップを図ることで就業意欲・能力を高め、リーダーを育成することを目的として、県内事業所の社員、県・市町村の女性職員を対象としたセミナーを実施する。	<p>○奈良県キャリアアップセミナー</p> <p>内容 「キャリアデザイン」「リーダーシップ」等をテーマとした講義・グループワーク・演習等</p> <p>時期 平成25年10月16日、24日、29日 場所 県自治研修所</p> <p>○奈良県フォローアップセミナー</p> <p>内容 「キャリアビジョンの振り返り」「リーダーシップ」のテーマによる講義・グループワーク等</p> <p>時期 平成25年10月9日 場所 県自治研修所</p>
ワーク・ライフ・バランス推進事業	女性が働きやすい職場環境づくりのため、事業所・経済団体・労働者団体等と連携してワーク・ライフ・バランスを推進する。	<p>内容</p> <p>管理職・人事担当者向けにワーク・ライフ・バランス実践のためのマニュアルを作成・配布するとともに、マニュアルを活用したセミナーを実施する</p>

平成25年度 女性センター事業の概要

NO. 1

事業名	概要		
	趣旨・目的	内容	
男女共同参画推進のための人材活用事業			
人材養成	男女共同参画 いきいきサポーター講座	個々の生き方や社会の問題を男女共同参画の視点で考え、地域における男女共同参画を啓発・推進する役割を担うサポーターを養成する。	○時期 6/7～7/26 (7回) ○対象 男女 67名(延べ220名) ○内容 講義とワークショップ ○場所 女性センター
	女性の活躍支援講座	地域で身近な問題解決に取り組んだり、起業等自身のチャレンジのための知識や方法を学べる講座を開催する。	○時期 9/28、10/5、10/12、12/7 (4回) ○対象 女性 30名 ○内容 講義とワークショップ ○場所 女性センター
	男性にとっての男女共同参画を考える講座	男性がかかる問題に気づき、理解するための講座を開催する。	○時期 2/22 (1回) ○対象 男女 30名 ○内容 講義 ○場所 女性センター
人材活用	男女共同参画出前講座	人材養成講座修了生により身近な男女共同参画をテーマに各地域で講座を開催する。	○対象 男女 ○内容 講義と寸劇 ○場所 県内市町村(2回) 自主活動(10回)
D V 支援	ドメスティック・バイオレンス被害者支援を考える講座	ドメスティック・バイオレンスについて学び、社会全体で被害者を支援していく方法について男女ともに考える。	○時期 11/7、11/14 (2回) ○対象 男女 40名 ○内容 講義 ○場所 女性センター
市町村支援	市町村男女共同参画担当者研修会	市町村の担当者が男女共同参画や人権に敏感な視点を学習・検証し、事業を進める上で必要な基本的知識を得る。	○時期 5/30 (1回) ○対象 市町村男女共同参画、生涯学習、人権問題担当者 20名 ○内容 講義とグループワーク ○場所 女性センター
女性のチャレンジ応援事業			
チャレンジワークショップ・チャレンジモデルの活動紹介		元気に活動する女性との交流の場を提供したり、ホームページで様々な活動情報を提供することにより、社会への参加を支援する。	○時期 3月予定 (3回) ○対象 女性 35名 ○内容 セミナー、ワークショップ ○場所 女性センター ○HPでの情報提供は通年

事業名	概要	
	趣旨・目的	内容
働く女性の支援・対策事業		
女性のための再就職支援講座	長期の就業中断により、再就職を躊躇している女性の再就職への意欲を高め、就職活動につなげていく講座を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ○時期 1/25、2/1 (2回) ○対象 女性 30名 ○内容 講義とワークショップ ○場所 女性センター
働く女性のための情報・相談	女性が働くことに関して必要な情報を提供し、様々な相談に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ○電話相談、面接相談（予約制） 火～木・土 9:30～17:00 ○ミニセミナー開催、HPによる情報提供
働く女性のための支援講座	女性が働き続けるために、問題解決やキャリアアップにつながる講座を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ○時期 6/15～11/30 (3講座8回) ○対象 女性 30名 ○内容 講義とワークショップ ○場所 女性センター
情報・相談事業		
女性相談	女性の様々な問題や悩みに関する電話や面談による相談。	<ul style="list-style-type: none"> ○電話相談、面接相談（予約制） 火～金 9:30～18:00 土 9:30～20:00 日・祝 9:30～17:00 ○弁護士相談（予約制）週3日
男性相談	生き方や子育て、家族、夫婦関係、職場や地域での人間関係等、男性が抱える悩みについての面接・電話による相談。	<ul style="list-style-type: none"> ○電話相談 第3金曜日(面接・電話、予約制) 17:00～20:00 毎週土曜日(電話) 13:30～16:30
女性相談機関交流会	県内の女性相談機関の連携強化を目的に情報交換を行う。	○年1回開催予定
女性相談機関研修会	相談員を対象に女性の視点に立った相談が行えるよう資質向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○時期 1月～2月予定 (2回) ○対象 県内の女性相談機関の相談員及び職員 30名 ○内容 講義 ○場所 女性センター
情報提供	男女共同参画関連情報の提供、主催事業等の情報発信。	<ul style="list-style-type: none"> ○情報資料コーナー 図書の貸出、行政資料の閲覧 ○HPによる情報提供
女性団体活動支援事業		
女性団体活動支援	女性団体・女性グループ等を支援するために、活動支援コーナーを設置する。	○オープンスペース等の提供、ロッカー、パソコン、コピー機等の設置、団体等の情報提供支援
グループ登録	地域活動グループを登録し、県民、市町村に情報提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○グループ活動の紹介 ○登録グループへの情報提供

市町村男女共同参画・女性行政担当課（室）一覧

(平成25年5月1日現在)

	市町村名	担当部署名	丁	所在地	電話番号	FAX番号
1	奈良市	市民活動部人権文化推進室 男女共同参画課	630-8245	奈良市西之阪町12	0742-81-3100	0742-25-0600
2	大和高田市	市民部人権施策課 男女共同参画推進係	635-8511	大和高田市大中100-1	0745-22-1101 (内線:287)	0745-52-2801
3	大和郡山市	人権施策推進課 男女共同参画係	639-1198	大和郡山市北郡山町248-4	0743-53-1151 (内線:334)	0743-53-1049
4	天理市	市民部男女共同参画課 男女共同参画係	632-0035	天理市守目堂町89	0743-68-2666	0743-68-2665
5	橿原市	人権政策課 男女共同参画係	634-8586	橿原市八木町1-1-18	0744-22-4001	0744-24-9725
6	桜井市	市民部人権施策課 男女共同参画係	633-8585	桜井市大字粟殿432-1	0744-42-9111	0744-46-1782
7	五條市	すこや小市民部人権施策課 男女共同参画係	637-0042	五條市五條4-1-3 五條市人権総合センター内	0747-25-1137	0747-24-4003
8	御所市	教育委員会事務局 人権教育課	639-2244	御所市柏原235	0745-65-2210	0745-65-2207
9	生駒市	市民部人権施策課 男女共同参画プラザ	630-0257	生駒市元町1-6-12	0743-75-0237	0743-73-0555
10	香芝市	市民経済部市民協働課 人権施策係	639-0292	香芝市本町1397	0745-76-2001	0745-78-3830
11	葛城市	市民生活部人権政策課	639-2123	葛城市忍海262-5	0745-63-1431	0745-65-2502
12	宇陀市	市民環境部人権推進課	633-0292	宇陀市櫻原下井足17-3	0745-82-2147	0745-82-7234
13	山添村	総務課 男女共同参画係	630-2344	山辺郡山添村大字大西151	0743-85-0041	0743-85-0219
14	平群町	総務防災課 人権・法制審査係	636-8585	生駒郡平群町吉新1-1-1	0745-45-1001	0745-45-6619
15	三郷町	総務部人権施策課	636-8535	生駒郡三郷町勢野西1-1-1	0745-43-7315	0745-73-6334
16	斑鳩町	総務部企画財政課 文化広報統計係	636-0198	生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12	0745-74-1001	0745-74-1011
17	安堵町	総務課	639-1095	生駒郡安堵町大字東安堵958	0743-57-1511	0743-57-1526
18	川西町	総務部総務課	636-0202	磯城郡川西町大字結崎28-1	0745-44-2211	0745-44-4734
19	三宅町	未来創造部 企画課	636-0213	磯城郡三宅町大字伴堂689	0745-44-2001 (内線:212)	0745-43-0922
20	田原本町	総務部総務課 自治人権推進係	636-0392	磯城郡田原本町890-1	0744-32-2901 (内線:273)	0744-32-2977
21	曾爾村	ふれあい推進課 男女共同参画係	633-1216	宇陀郡曾爾村大字山船1665	0745-94-2731	0745-96-2731
22	御杖村	総務課	633-1302	宇陀郡御杖村大字菅野368	0745-95-2001	0745-95-6800
23	高取町	住民福祉課 住民生活グループ	635-0154	高市郡高取町観覚寺990-1	0744-52-3334	0744-52-4063
24	明日香村	教育委員会事務局 教育課	634-0141	高市郡明日香村川原91-1	0744-54-3636	0744-54-4647
25	上牧町	住民福祉部福祉課 人権啓発係	639-0293	北葛城郡上牧町大字上牧3350	0745-76-1001 (内線:145)	0745-76-1196
26	王寺町	文化交流課 地域交流係	636-0003	北葛城郡王寺町 久度2-2-1-501	0745-33-3000	0745-33-3001
27	広陵町	総務課	635-8515	北葛城郡広陵町 大字南郷583-1	0745-55-1001	0745-55-1009
28	河合町	生涯学習課 生涯学習係	636-0053	北葛城郡河合町池部2-13-1	0745-57-2271	0745-57-1165
29	吉野町	町民課	639-3192	吉野郡吉野町上市80-1	0746-32-3081	0746-32-8855
30	大淀町	総務部総務課	638-8501	吉野郡大淀町桧垣本2090	0747-52-5501	0747-52-4310
31	下市町	教育委員会 社会教育係	638-0041	吉野郡下市町大字下市3071	0747-52-1711	0747-52-5159
32	黒滝村	住民課	638-0292	吉野郡黒滝村大字寺戸77	0747-62-2031	0747-62-2569
33	天川村	住民課	638-0321	吉野郡天川村大字沢谷60	0747-63-0321	0747-63-0329
34	野迫川村	総務課 総務係	648-0392	吉野郡野迫川村北股84	0747-37-2101	0747-37-2107
35	十津川村	住民課 男女共同参画係	637-1333	吉野郡十津川村小原225-1	0746-62-0900	0746-62-0580
36	下北山村	住民課	639-3803	吉野郡下北山村寺垣内983	07468-6-0001	07468-6-0377
37	上北山村	住民課 女性対策係	639-3701	吉野郡上北山村大字河合330	07468-2-0001	07468-3-0265
38	川上村	住民福祉課	639-3594	吉野郡川上村追1335-7	0746-52-0111	0746-52-0345
39	東吉野村	総務企画課	633-2492	吉野郡東吉野村大字小川99	0746-42-0441	0746-42-0446

都道府県・政令指定都市男女共同参画担当課(室)一覧

(平成25年 内閣府HPより)

都道府県 政令都市	担当部(局)課(室)名称	郵便番号	住所	TEL
北海道	環境生活部くらし安全局市民生活課男女平等参画グループ	060-8588	札幌市中央区北三条西6丁目	011-204-5217
青森県	環境生活部 青少年・男女共同参画課 男女共同参画グループ	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9228
岩手県	環境生活部 青少年・男女共同参画課	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5348
宮城县	環境生活部 共同参画社会推進課 男女共同参画推進班	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2568
秋田県	生活環境部 男女共同参画課	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1555
山形県	子育て推進部 育少年・男女共同参画課	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2694
福島県	青少年・男女共生課	960-8670	福島市杉森町2-16	024-521-7188
茨城県	知事公室 女性青少年課 男女共同参画グループ	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2178
栃木県	県民生活部 青少年男女共同参画課	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3074
群馬県	生活文化スポーツ部 人権男女共同参画課	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2902
埼玉県	県民生活部 男女共同参画課	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-2921
千葉県	総合企画部 男女共同参画課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2372
東京都	生活文化局都民生活部男女平等参画課	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5388-3189
神奈川県	県民局県民活動部 人権男女共同参画課	231-8588	横浜市中区日本大通り1	045-210-3640
新潟県	県民生活・環境部 男女平等社会推進課	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5141
富山県	生活環境文化部 男女参画・ボランティア課	930-8501	富山市新緑曲輪1-7	076-444-3137
石川県	県民文化局 男女共同参画課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1376
福井県	総務部 男女参画・県民活動課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0319
山梨県	企画県民部 県民生活・男女参画課(男女共同参画担当)	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1358(直通)
長野県	企画部 人権・男女共同参画課	380-8570	長野市大字南長野字下692-2	026-235-7102
岐阜県	環境生活部 男女参画青少年課	500-8570	岐阜市薮田南2-1-1	058-272-8236(直通)
静岡県	くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-3363
愛知県	県民生活部 社会活動推進課 男女共同参画室	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6179
三重県	生活・文化部男女共同参画・NPO室	514-8570	津市広明町13番地	059-224-2225
滋賀県	総合政策部 男女共同参画課	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3070
京都府	府民生活部 男女共同参画課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入蔵ノ内町	075-414-4291
大阪府	府民文化部 男女参画・府民協働課	550-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎3階	06-6210-9321
兵庫県	健康福祉部こども局男女家庭課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3160
奈良県	健康福祉部こども・女性局 女性支援課	630-8501	奈良市登大路町30番地	0742-27-8729
和歌山县	環境生活部 県民局 青少年・男女共同参画課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2510(直通)
鳥取県	企画部 男女共同参画推進課	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7077
島根県	環境生活部 環境生活総務課 男女共同参画室	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5245
岡山県	県民生活部 男女共同参画青少年課	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-0553
広島県	環境県民局 人権男女共同参画課	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-2746
山口県	環境生活部 男女共同参画課	753-8501	山口市流町1-1	083-933-2630
徳島県	保健福祉部男女参画・人権課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2177
香川県	総務部 県民活動・男女共同参画課	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3197(直通)
愛媛県	県民環境部 管理局 男女参画・県民協働課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2330
高知県	文化生活部 県民生活・男女共同参画課	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9651
福岡県	新社会推進部 男女共同参画推進課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3391
佐賀県	くらし環境本部 男女参画・県民協働課	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7062
長崎県	県民生活部男女共同参画室	850-0862	長崎市出島町2-11 出島交流会館3F	095-822-4729
熊本県	環境生活部 県民生活局 男女参画・協働推進課	862-8570	熊本市中央区水前寺8-18-1	096-333-2287
大分県	生活環境部 県民生活・男女共同参画課	870-0037	大分市東春日町1-1	097-534-2039
宮崎県	総合政策部 生活・協働・男女参画課	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7040
鹿児島県	総務部県民生活局 青少年男女共同参画課 男女共同参画室	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2634(直通)
沖縄県	環境生活部 平和・男女共同参画課	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2500
札幌市	市民まちづくり局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2962
仙台市	市民局 市民協働推進部 男女共同参画課	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	022-214-6143
さいたま市	市民・スポーツ文化局 市民生活部 男女共同参画課	330-9588	さいたま市浦和区常盤8丁目4番4号	048-829-1231
千葉市	市民局 生活文化スポーツ部 男女共同参画課	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5060
横浜市	市民局 男女共同参画推進課	231-0017	横浜市中区港町1-1	045-671-2017
川崎市	市民・こども局 人権・男女共同参画室	210-8577	川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2300
相模原市	企画市民局 市民部 男女共同参画課	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	042-769-8205
新潟市	市民生活部 男女共同参画課	951-8550	新潟市中央区学校町通1-602-1	025-226-1061(直通)
静岡市	生活文化局 市民生活部 男女共同参画課	420-8602	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1349
浜松市	市民部ユニーク・サル・男女共同参画推進課	430-8652	浜松市中区元城町103-2	053-457-2561
名古屋市	総務局 総合調整部 男女平等参画推進室	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	052-972-2234
京都府	文化市民局 共同参画社会推進部 男女共同参画推進課	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	075-222-3091
大阪市	市民局 市民部 男女共同参画課	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-9156
堺市	市民人権局 男女共同参画推進課	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7408
神戸市	市民参画推進局 市民生活部 男女共同参画課	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	078-322-5179
岡山市	市民局 男女共同参画課	700-8544	岡山市北区大供1丁目1番1号	086-803-1115
広島市	市民局 人権啓発部 男女共同参画課	730-8586	広島市中区園芸町1-6-34	082-504-2108
福岡市	市民局 男女共同参画部 男女共同参画課	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	092-711-4107
北九州市	子ども家庭局 男女共同参画推進部	803-8501	北九州市小倉北区城内1-1	093-582-2405
熊本県	企画振興局市民協働課男女共生推進室	860-8601	熊本県中央区手取本町1番1号	096-328-2262